

安芸市新複合交流施設(旧市庁舎跡地)整備 PFI 事業 募集要項等に関する質問への回答(令和8年8月10日)_令和8年9月14日改訂版

No.	書類名	該当箇所					タイトル	質問	旧 令和8年8月10日公表版	新 令和8年9月14日修正版
		頁	大項目	中項目	小項目	細目				
138	要求水準書（案）	43	第9	7	(1)		利用案内チラシ	利用案内については、運営しながらよりわかりやすいものにバージョンアップしていくことが一般的ですが、当初より5,000部の印刷を必須とされるのでしょうか。 またこのチラシは、開業準備業務に記載の「パンフレット」「折込チラシ」とは別のものでしょうか。	開業準備業務における「パンフレット」は、施設全体の概要・各機能の紹介・アクセス等を掲載した開館周知用の広報物を想定しており、広報紙への折込を見込んでいます。一方、運営業務における「利用案内チラシ」は、貸館の手続、料金、利用ルール等を案内する実務的な印刷物を想定しており、両者は別のものです。 なお、利用案内チラシの部数については、必要に応じて内容の改訂を行うことを前提とし、「初年度は5,000部程度」を目安とし、次年度以降の部数は市と事業者の協議により決定します。	開業準備業務における「パンフレット」は、施設全体の概要・各機能の紹介・アクセス等を掲載した開館周知用の広報物を想定しており、広報紙への折込を見込んでいます。一方、運営業務における「利用案内チラシ」は、貸館の手続、料金、利用ルール等を案内する実務的な印刷物を想定しており、両者は別のものです。 なお、利用案内チラシの部数については、2,500部程度の印刷を想定しますが、合理的な判断のうえ、最適な数量の事業者提案を求めます。
171	要求水準書（案）	50	第9	8	(1)	ア	コミュニティ施設運営責任者及び公民館長	確認ですが、「コミュニティ施設運営責任者」と「公民館長」は同一の人物でよろしいでしょうか。また、「コミュニティ施設運営責任者及び公民館長」は文化ホール運営責任者と兼任してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段に記載された兼任体制については、認めません。	市としては、複合交流施設における各機能の専門性を確保するとともに、特定の個人への権限集中による内部統制上の課題を回避する観点から、供用開始後においては、各機能の責任者及び利用許可権限者をそれぞれ配置することを想定していました。 一方で、事業者において、複数機能の責任者を兼務できる十分な知識、経験及び能力を有する人員を配置するなど、複合交流施設全体の各機能を円滑かつ適切に運営できる体制が確保される場合には、各機能の責任者の兼任や施設全体を統括する責任者（施設長等）の配置と併せて、利用許可権限を集約する運営体制を提案することも可能とします。 これに関連し要求水準書（案）の文言を修正します。
177	要求水準書（案）	51	第9	9	(1)	ア	子育て支援機能運営責任者	「子育て支援機能運営責任者」は文化ホール運営責任者と兼任してもよろしいでしょうか。	ご質問に記載された兼任体制については、認めません。	No.171への回答を参照してください。
281	様式集及び記載要領	10	Ⅲ	1			正本における企業名	正本のみに企業名を記載し、とありますが、企業記号等で企業名を伏せて作成した副本の先頭に企業名対照表を付すことでもよろしいでしょうか。 企業名を記載することで正本と副本で文字数の相違が生じ、レイアウトが異なってしまう可能性があります。	企業名対照表を付すのではなく、正本には企業名を記載してください。市としては、企業名の表記方法の違いにより正本と副本でレイアウトが異なることは問題ありません。なお、事業者においてレイアウトの統一を図る場合は、副本について企業名を同数の文字列に置き換えるなど、適宜工夫のうえ作成してください。	ご提案いただいた方法での表記を認めることとします。
311	その他開示資料	7					資料17_事業者において調達・設置する什器備品リスト【7_14更新】 ■事業者において調達・設置する什器備品リスト	出張所機能の品目に複合機とありますが、これは市民（利用者用）の複合機でしょうか。	業務用として職員が使用する目的とします。 事業者側での調達・設置を見込んでいます。	出張所機能において使用する複合機については、市において調達する予定です。